

## 座間味村観光業継続応援支援金交付要綱

令和3年10月18日

要綱 第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、事業収益が減少している観光業者に対して事業の継続を支援するため、予算の範囲内において座間味村観光業継続応援支援金（以下、「支援金」とする）を交付するものとし、その交付についてこの要綱に定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 座間味村内に事業所があり営業の実態がある法人又は個人事業者のうち、宿泊事業者マリン事業者、その他の飲食店以外の観光業を含む事業者とする。
- (2) 令和2年4月1日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
- (3) 交付申請日又は交付決定日において、倒産又は廃業していないこと。また、今後も事業を継続する意思のあること。
- (4) 「沖縄県感染拡大防止対策協力金（うちなーんちゅ応援プロジェクト）」の協力金を受給していないこと。
- (5) 業種別ガイドラインに沿った感染拡大防止対策を実施している事業であること。
- (6) 村税または公共料金の未納、滞納がないこと。
- (7) 暴力団による不当な行の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(交付金額)

第3条 支援金の交付金額は次のとおりとする。

支援金 10万円

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、座間味村観光事業継続応援支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長が定める期日までに、村長へ提出するものとする。ただし、「座間味村新しい生活様式支援補助金」の交付決定通知の写しをもって下記書類（2）及び（4）から（6）の提出を省略することが出来る。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 営業の実態がわかる書類（営業許可証）
- (3) 令和2年度分の確定申告書の写し
- (4) 事業者独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの写し
- (5) 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- (6) 振込口座の写し

(交付決定及び通知)

第5条 村長は、前条の申請書を受理した時は、速やかに、その内容を審査し、その適否、交付金額を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により支援金の交付を決定した時は、座間味村観光事業継続応援支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により協力金の不交付を決定した時は、座間味村観光事業継続応援支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 村長は前条の規定により支援金の交付を決定した場合、申請者に対し支援金を交付する。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第7条 村長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第8条 村長は、申請者及び支援金の交付を受けた者に対し、支援金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和3年12月15日までの間に交付申請された支援金について適用する。